

【転出時の手続きについて】

対象者	千早赤阪村での手続き	問い合わせ先	新住所（転出先）での手続
印鑑登録者	印鑑登録手帳をお返し下さい。	住民課	手続きは各市町村で異なりますので転入先でお問い合わせ下さい。
住民基本台帳カードをお持ちの方	国外へ転出される場合は、住民基本台帳カードをお返し下さい。		転入先の市区町村で引き続きご利用できますので、転入届の際に継続利用の手続きをしてください。（暗証番号の入力が必要になります）
公立小中学校の児童生徒	転出手続後、教育委員会事務局で転学通知書（写し）を受け取り、これを転校前の学校へ提出して、転校用在学証明書と教科書給与証明書の交付を受けて下さい。	各学校 教育課	転校用在学証明書と教科書給与証明書を持参して下さい。
国民年金の加入者・受給者	加入者は年金手帳を持参して下さい。 受給者は住所変更をして下さい。	住民課（保険 年金担当）	加入者は年金手帳を持参して下さい。 受給者は住所変更をして下さい。
国民健康保険の加入者	被保険者証を持参のうえ、手続きをして下さい。		転入時にすみやかに加入手続きをして下さい。
老人医療・障害者医療・ひとり親家庭医療・乳幼児医療・の受給者	資格喪失届をして下さい。 医療証をお返し下さい。		手続きは、各市町村によって制度が異なりますので、転入先でお問い合わせ下さい。
後期高齢者医療の加入者	被保険者証をお返し下さい。 喪失届書と負担区分等交付申請をして下さい。		負担区分等証明書を持参のうえ資格取得届をして下さい。
児童手当の受給者	健康福祉課で受給事由消滅届をして下さい。	健康福祉課	転出予定日（転入した日）より15日以内に請求手続きをして下さい。
（特別）児童扶養手当の受給者	（特別）児童扶養手当証書（手当が全部停止の場合を除きます。）を添えて住所変更届をして下さい。		（特別）児童扶養手当証書（手当が全部停止の場合を除きます。）と印鑑を持参のうえ手続きをして下さい。他の書類の提出を求められる場合がありますので、転入先でお問合せ下さい。
介護保険の加入者 ※65歳以上の方 ※認定を受けている方	被保険者証をお返し下さい。 保険料を精算して下さい。 受給者資格証明書を受け取って下さい。		転入した日より14日以内に手続きが必要です。 転入先の市区町村にお問い合わせ下さい。

原付自転車(ミニバイク)の所有者	ナンバープレート・申告済証・印鑑を持参のうえ廃車手続きをして下さい。	総務課 税務係	申告済証・印鑑を持参してナンバープレートの交付を受けて下さい。
水道の手続き	水道を閉栓する場合、ご連絡のうえ水道の使用中止届等をして下さい。	施設整備課	手続きは各市町村で異なりますので転入先でお問い合わせ下さい。

※上記以外にも手続きが必要な場合がありますので、各担当課にお問い合わせ下さい。